

寒川町告示第 31 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託したので同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 1 日

寒川町長 木 村 俊 雄

1 指定公金事務取扱者・委託した収納事務

指定公金事務取扱者の名称及び 所在地	収納事務
地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町 2 5 番地	住民票の写し交付手数料 印鑑登録証明書交付手数料

2 指定をした日

令和 8 年 4 月 1 日

3 委託をした日

令和 8 年 4 月 1 日

4 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで